

認定日本語教育機関認定申請における変更予定点

1 令和 6 年度 1 回目申請から変更

窓のない教室の場合であっても、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の規定に基づく学校環境衛生基準に照らして適切な環境と認められる場合には、教室として認めることとするもの。（資料 6 - 1 関係）

2 令和 6 年度 2 回目申請から変更

(1) 文部科学省担当官が行う実地確認について、一部を省略することを可能とするもの。

（資料 6 - 2 関係）

(2) 提出書類の見直し

ア 申請者全体に対する見直し

(ア) 本務等教員の社会保険証等の写し

専任性の確認のために社会保険証を活用することはやめ、機関からの雇用証明で替えることとする。

(イ) 他校等での教育経験者の在職証明書

現在は、日本語教育歴全ての在職証明書を提出することを基本としているが、要件を満たすことを確認できる分の在職証明書があれば可とする。

イ 法務省告示校に対する見直し

(ア) 教員の要件を満たすことを証する資料

出入国在留管理庁が告示の際及びその後の変更届の際に教員要件を確認しているため、提出を省略する。

(イ) 設備・備品購入を証明できる書類

出入国在留管理庁が告示の際に確認しているため、提出を省略する。